

公布された条例のあらまし

○佐賀県有明海漁業振興・補償基金条例（条例第1号）

- 1 有明海漁業の振興を長期的かつ安定的に図るため、佐賀県有明海漁業振興・補償基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。（第4条関係）
- 4 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができることとした。（第5条関係）
 - (1) 有明海漁業の振興に係る事業の実施にあたり佐賀県有明海漁業協同組合が負担する経費
 - (2) 佐賀空港に隣接する駐屯地の運用に伴い生じた漁業被害に関し、国による補償等が行われるまでの間の費用の一時立替えとしての佐賀県有明海漁業協同組合を対象とした無利子貸付けに要する経費
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

○九年庵設置条例（条例第2号）

- 1 県民が地域の歴史及び文化に親しみ、文化財の本質的価値を体感するとともに、自然の恩恵を享受する機会を提供することにより、県民の文化的な生活の向上、郷土への愛着及び誇りの醸成並びに新たな交流の創出を図り、将来の世代にその価値を引き継いでいくため、九年庵を設置することとした。（第1条関係）
- 2 九年庵は、神埼市に置くこととした。（第2条関係）
- 3 九年庵の施設は、旧伊丹氏別邸及び庭園とすることとした。（第3条関係）
- 4 九年庵に入園し、庭園を観覧しようとする者は、観覧料を納入しなければならないこととした。（第5条及び別表関係）
- 5 九年庵に入園し、その施設を使用しようとする者は、施設使用料を納入しなければならないこととした。（第6条及び別表関係）
- 6 使用料の納付について、入園の前までに納付しなければならないこととした。（第7条関係）
- 7 児童、生徒、障害者、障害児、その他知事が必要と認める者が入園し、観覧する場合に観覧料を免除することができることとした。（第8条第1項関係）
- 8 県が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合等に施設使用料を減額し、又は免除することができることとした。（第8条第2項関係）
- 9 禁止行為について定めることとした。（第10条関係）
- 10 この条例に定めるもののほか、九年庵の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。（第11条関係）
- 11 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。

○佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

- (1) 全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第1条の規定による改正後の別表第1～別表第4関係）
- (2) 行政職給料表8級以上である職員等について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととした。（条例第1条の規定による改正後の第4条関係）
- (3) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を13,000円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとした。また、これに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（条例第1条の規定による改正後の第8条、第9条及び第17条の6関係）
- (4) 地域手当について、級地の区分及び支給割合を見直すこととした。（条例第1条の規定による改正後の第9条の2関係）
- (5) 住居手当について、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（条例第1条の規定による改正後の第9条の4関係）
- (6) 通勤手当について、通勤手当の支給月額の限度額を一箇月当たり80,000円（育児、介護等のやむを得ない事情のある職員にあっては150,000円）とすることとした。（条例第1条の規定による改正後の第10条関係）
- (7) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすることとした。（条例第1条の規定による改正後の第10条の2関係）
- (8) 特地勤務手当に準ずる手当について、当該手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員を手当の支給対象とすることとした。（条例第1条の規定による改正後の第11条の3関係）
- (9) 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大するとともに、勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員について、手当の割り増し率を定めることとした。（条例第1条の規定による改正後の第16条の3関係）
- (10) 定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとした。（条例第1条の規定による改正後の第17条の6関係）

2 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正関係

- (1) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。（条例第2条の規定による改正後の第4条関係）
- (2) 住居手当について、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（条例第2条の規定による改正後の第4条の3関係）
- (3) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすることとした。（条例第2条の規定による改正後の第5条の2関係）
- (4) 特地勤務手当に準ずる手当について、当該手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員を手当の支給対象とすることとした（条例第2条の規定による改正後の第7条の2関係）
- (5) 定年前再任用短時間勤務職員等について、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとした。（条例第2条の規定による改正後の第16条の3関係）

3 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正関係

配偶者に係る扶養手当を廃止することに伴い、外国勤務手当について所要の改正を行うこととした。（条例第3条の規定による改正後の第31条の4関係）

4 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正関係

(1) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。（条例第4条の規定による改正後の第6条関係）

(2) 住居手当について、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（条例第4条の規定による改正後の第6条の3関係）

(3) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすることとした。（条例第4条の規定による改正後の第7条の2関係）

(4) 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大することとした。（条例第4条の規定による改正後の第13条の2関係）

(5) 定年前再任用短時間勤務職員等について、住居手当を支給することとした。（条例第4条の規定による改正後の第18条の3関係）

5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 特定任期付職員業績手当を廃止することとした。（条例第5条の規定による改正後の第7条関係）

(2) 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとした。また、勤勉手当の支給割合を100分の87.5とすることとした。（条例第5条の規定による改正後の第8条関係）

6 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正関係

特定任期付職員の期末手当について、支給割合を100分の95に引き下げることとした。（条例第6条関係）

7 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし6は公布の日から施行することとした。

8 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 外国旅行の旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律に加え、国家公務員等の旅費に関する法律施行令の例によることとした。（第31条関係）

2 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、外国旅行の旅費に係る取扱いが変わることから、当分の間、従来の取扱いを継続することとした。（附則第2項関係）

3 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、引用する文言が削除されることから、これを改めることとした。（別表第1関係）

4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を見直すこととした。（第7条の2関係）

2 職員が小学校（第1学年に限る。）に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認めら

れる場合における休暇を定めることとした。（第 21 条の 2 関係）

3 子の看護休暇の取得事由を拡大することとした。（第 22 条関係）

4 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を定めることとした。（第 24 条の 2 の 2 及び第 24 条の 2 の 3 関係）

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

7 佐賀県職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 6 号）

1 建築士法の規定に基づく建築士事務所の登録及び更新の登録に係る手数料の額を改定することとした。（別表第 1 関係）

2 宅地建物取引業法の規定に基づく宅地建物取引業の免許及び免許の更新に係る手数料の額を改定することとした。（別表第 1 関係）

3 自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴い、自動車保管場所標章の交付及び再交付に係る手数料を徴収しないこととした。（別表第 1 関係）

4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例（条例第 7 号）

1 地域再生法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第 6 条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第 8 号）

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例で定める定義の規定方法を見直すこととした。（第 2 条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）

1 鳥栖・基山地区の知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校として、新たに鳥栖特別支援学校を設置することとした。（別表関係）

2 中原特別支援学校の分校の閉校に伴い、位置を改めることとした。（別表関係）

3 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行することとした。ただし、2 については、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）

1 県立学校職員の定数を 3,153 人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を 6,184 人に増員することとした。（第 3 条関係）

2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 11 号）

1 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正関係

- (1) 全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1 ～別表第 4 関係）
 - (2) 行政職給料表 8 級以上である職員等について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 6 条関係）
 - (3) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を 1 人につき 13,000 円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとした。また、これに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 10 条及び第 11 条関係）
 - (4) 住居手当について、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 11 条の 2 関係）
 - (5) 通勤手当について、通勤手当の支給月額の限度額を一箇月当たり 80,000 円（育児、介護等のやむを得ない事情のある職員にあっては 150,000 円）とすることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 11 条の 3 関係）
 - (6) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 11 条の 4 関係）
 - (7) 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大するとともに、勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員について、手当の割り増し率を定めることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 18 条の 2 関係）
 - (8) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 23 条の 2 関係）
- 2 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正関係
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 13 条関係）
- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県産業廃棄物税基金条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）
- 1 佐賀県産業廃棄物税条例の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第 2 条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）
- 1 麻薬及び向精神薬取締法の改正に伴い、引用条項の改正を行うこととした。（第 2 条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）

1 佐賀県安心こども基金の失効期日を撤廃することとした。（附則第2項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 一時保護施設に係る県基準関係（第2条の2関係）

(1) 一時保護施設の管理者は、暴力団員等であってはならないこととした。

(2) 一時保護施設は、その経営について、暴力団員等の実質的な関与を受けてはならないこととした。

(3) 一時保護施設における非常災害対策の基準を定めることとした。

(4) その他の県基準は、内閣府令で定める基準とすることとした。

2 里親支援センターに係る県基準関係（第17条の2関係）

(1) 里親支援センターの管理者は、暴力団員等であってはならないこととした。

(2) 里親支援センターは、その経営について、暴力団員等の実質的な関与を受けてはならないこととした。

(3) 里親支援センターにおける非常災害対策の基準を定めることとした。

(4) その他の県基準は、厚生省令で定める基準とすることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県奨学金返還支援基金条例（条例第16号）

1 県内に事業所を置く企業等への若年層の就職及び定着を促進し、佐賀県の産業を担う人材を確保するため、佐賀県奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。（第4条関係）

4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第6条関係）

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

○佐賀県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 獣医師修学資金の貸与額を改めることとした。（第4条関係）

2 獣医師修学資金の返還免除に係る必要勤務期間を改めることとした。（第7条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

○佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 佐賀空港における空港施設使用の事前届出を要する行為について、離着陸に相当する行為及び滑走路等を使用する行為を明記することと

した。(第4条関係)

- 2 着陸料等について、新たにその他滑走路等使用料を徴収することとした。(第17条及び別表第1関係)
- 3 空港に隣接する駐屯地に配備された自衛隊の使用する航空機の着陸料等について特例を定めることとした。(附則第4項及び第5項関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

○SAGAスポーツピラミッド構想推進条例(条例第19号)

- 1 この条例は、県が掲げる「SAGAスポーツピラミッド構想」(以下「SSP構想」という。)の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、SSP構想の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、スポーツの力を生かした世界に誇れる人づくり及び地域づくりを進めることを目的とすることとした。(第1条関係)
- 2 SSP構想の推進に関する基本理念を定めることとした。(第2条関係)
- 3 SSP構想の推進について、県の責務を定めることとした。(第3条関係)
- 4 アスリート及び指導者の育成について定めることとした。(第4条関係)
- 5 練習環境の充実について定めることとした。(第5条関係)
- 6 アスリート及び指導者に対する就職支援の取組について定めることとした。(第6条関係)
- 7 スポーツの発展を支える文化の定着への取組について定めることとした。(第7条関係)
- 8 スポーツビジネスの推進について定めることとした。(第8条関係)
- 9 スポーツに参加する機会の提供について定めることとした。(第9条関係)
- 10 スポーツのイベント運営の基本的な考え方について定めることとした。(第10条関係)
- 11 新たなスポーツへの対応について定めることとした。(第11条関係)
- 12 スポーツに関する調査研究を行うことについて定めることとした。(第12条関係)
- 13 SSP構想に基づく取組の情報発信について定めることとした。(第13条関係)
- 14 SSP構想の日及びSSP構想月間を定めることとした。(第13条関係)
- 15 その他所要の事項を定めることとした。
- 16 この条例は、公布の日から施行することとした。

○SSP育成・SAGA2024運営基金条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 SSP育成・SAGA2024運営基金の名称をSSP構想推進基金に改めることとした。(題名及び第1条関係)
- 2 SSP構想推進基金の設置目的を改めることとした。(第1条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県県税条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 軽油引取税のみならず課税について、軽油の引取りとみなされる消費又は譲渡する軽油等に、既に軽油引取税等が課された軽油等が含まれ

ている場合、課税すべき軽油の数量から控除することを明記することとした。（第 103 条関係）

- 2 自動車税の環境性能割の減免を受ける際に提示する書類及び種別割の減免を受ける際に提示する書類を改めることとした。（第 111 条の 11 の 2 及び第 117 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項の整理を行うこととした。（第 2 条及び第 12 関係）
- 2 刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正を行うこととした。（第 53 条～第 55 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行することとした。ただし、1 については令和 7 年 4 月 1 日から、3 については公布の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。